

- 特定不妊治療費と一般不妊治療費があります。
一般不妊治療費の場合は、書類が異なりますのでご注意ください。

岡崎市 特定不妊治療費補助金を申請される方へ

特定不妊治療費補助金交付とは

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）以外の方法では妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師の診断を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする制度です。

特定不妊治療後でも一般不妊治療の申請は可能です。

補助対象治療

- (1) 体外受精及び顕微授精に要する医療保険が適用されない治療費用の一部。
- (2) 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合で、医療保険が適応されない手術代及び精子凍結料を対象とします。（特定不妊治療の一環として行ったことが前提で、特定不妊治療の申請と同時申請が必要です。ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合に限り男性不妊治療費のみで申請できます。）

検査料、凍結した精子の保存料（管理料）、文書料、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費は助成対象外です。

注意点

次の(1)～(3)に該当する治療は除きます。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）

補助対象者

次の条件すべてに該当する方

- (1) 法律上の夫婦、または事実婚関係にある方
- (2) 申請する治療の治療期間初日の妻の年齢が **43 歳未満の方**
- (2) 夫婦またはどちらか一方が岡崎市に住民登録がある方
- (3) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断され指定医療機関で治療を受けた方

申請と交付の流れ

- (1) 治療終了後に申請書類を岡崎市保健所へ提出
- (2) 交付の可否や補助金額を審査します。審査の結果により、不交付（補助不可）や申請額と補助額が異なる場合があります。
- (3) 決定（交付又は不交付）通知を送付
- (4) 交付決定となった申請者の指定口座へ補助金の振り込み

（申請から結果通知まで、2か月程度かかることがあります。）

申請期日

治療期間の終了日が

令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの方
令和4年（2022年）3月31日（木）までに申請してください。

*ただし、治療期間の終了日が令和4年（2022年）3月1日～令和4年（2022年）3月31日までの方は、令和4年（2022年）5月2日（月）まで申請ができます。

治療終了後、速やかに申請してください。年に複数回申請する場合も、1回の治療ごとに申請してください。

補助額と補助回数

1 夫婦につき 1 回の上限 30 万円、「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」及び「採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止したもの」については、1 回の上限 10 万円。（千円未満は切り捨て。）

男性不妊治療費は 1 回の上限 30 万円。ただし、「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」を除きます。

申請回数は初めて申請した治療期間初日の妻の年齢が 40 歳未満の場合は通算補助回数を 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満の場合は通算補助回数を 3 回までとする。（どの治療も治療期間初日の妻の年齢が 43 歳未満であるものが対象です）前の住所地で既に補助を受けている場合は、その補助回数を含みます。

ただし、助成を受けた治療にかかわらず、出産（妊娠 12 週以降の死産も含む）した場合は、これまで受けた助成回数をリセットし、助成回数を再設定することができます。リセットを希望される方は事前に御相談ください。

リセットの詳細は
4 ページを御確認ください。

申請書類等

申請書等に消えるペンでの記入はご遠慮ください。

岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書

（来所時記載される場合は、印鑑をお持ちください。スタンプ式でないもの。認印は可。）

岡崎市特定不妊治療費助成事業受診等証明書

（指定医療機関で証明してもらったもの。男性不妊指定医療機関は男性不妊用をホームページ又は窓口にて配布。）

医療機関発行の「領収書」（原本）とそのコピー

申請者名義の振込先口座番号の分かるもの（振込先は申請者名義の口座に限ります。）

その他

- ・ 夫婦が同一世帯でない場合：法律上の婚姻関係にあることを証明できる戸籍謄本など続柄の分かる書類
- ・ 事実婚関係の場合：両人の戸籍がわかる戸籍謄本または戸籍抄本、及び事実婚関係に関する申立書
- ・ 夫婦ともに外国人であり住民票で婚姻関係が確認できない場合：婚姻証明書若しくは、領事館、大使館、本国等が婚姻を証明する公的な書類
- ・ 出産のため、補助回数をリセットする場合：戸籍謄本等
- ・ 妊娠 12 週以降に死産のため、補助回数をリセットする場合：死産を証明できる書類（母子健康手帳・死産届の写し・火葬許可証等）
- ・ 令和 3 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 43 歳・40 歳の方で治療を延長された場合：令和 3 年 4 月・5 月の申請は令和 2 年度（令和元年分）、令和 3 年 6 月～令和 4 年 3 月の申請は令和 3 年度（令和 2 年分）の課税証明書。
課税証明書は、市役所東庁舎 1 階税証明窓口、3 回市民税課及び各支所で交付できます。岡崎市では、税証明交付申請書の使い道欄の「不妊治療（民間除く）」にチェックを入れていただくと、手数料が無料になります。
- ・ 令和 3 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 43 歳・40 歳の方で治療を延長され、令和 3 年 4 月・5 月の申請は令和元年 1 月 1 日時点、令和 3 年 6 月～令和 4 年 3 月の申請は令和 2 年 1 月 1 日時点で海外に居住していた場合：パスポート

その他

確定申告（医療費控除）をする前に、補助金交付申請の手続きを行なってください。

補助回数のリセットを希望される方

特定不妊治療費補助金の申請後、**自然妊娠を含め出産または妊娠 12 週以降に死産に至った場合**、これまで受けた補助回数をリセットし、補助回数を再設定することができます。補助回数のリセットを希望する場合は、**リセット前の補助回数がすべて終了したのちに**（7 回目または 4 回目の申請をする際に）、リセットに必要な書類（出産の場合は戸籍謄本等、妊娠 12 週以降に死産に至った場合は母子手帳・死産届の写し、火葬許可証等）を申請時に持参してください。

なお、リセット後初めての補助金申請の治療開始日の妻の年齢により、再設定される補助回数が異なります。（39 歳以下の場合最大 6 回、40 歳以上の場合最大 3 回。）2 回以上出産等の状況がある場合は、再設定される補助回数が多い出産等の状況を証明する書類を持参してください。

リセットの例

2 回目の補助を受けた後、出産等をした場合、**補助 3 回目**がリセット後**補助 1 回目**となります。

補助 3 回目 の治療開始日の妻の年齢が 39 歳以下 の場合	リセット後初回治療日の妻の年齢が 39 歳以下のため 6 回再設定 。 リセット前 補助 1 補助 2 《出産等》 補助 3 補助 4 補助 5 補助 6 リセット後 補助 1 補助 2 補助 3 補助 4 補助 5 補助 6 補助 6 終了後残りの補助回数は 2 回。
補助 3 回目 の治療開始日の妻の年齢が 40 歳以上 の場合	リセット後初回治療日の妻の年齢が 40 歳以上のため 3 回再設定 。 リセット前 補助 1 補助 2 《出産等》 補助 3 補助 4 補助 5 補助 6 リセット後 補助 1 補助 2 補助 3 リセットすることで 助成回数が減少 するため、リセットに必要な書類の持参はお控えください。

令和 3 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 43 歳・40 歳の方

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特定不妊治療を受けているご夫婦が治療の延期等を余儀なくされることが想定されるため「岡崎市不妊治療費補助金」の取扱いについて、**令和 2 年度に限り**、下記のとおり取り扱いをしました。令和 3 年度につきましても、経過措置として、下記の通り取り扱いますので、ご確認ください。

申請の際は課税証明書を添付してください。詳細は 2 ページ「申請書類等」参照。

対象要件が緩和されるのは、妻の年齢が または に該当する夫婦です。

妻の年齢 (R3年3月31日時点)	変更点	注意事項				
43 歳 (昭和52年4月1日~ 昭和53年3月31日生まれ)	治療開始時の妻の年齢 <table border="1"> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <td>43 歳未満</td> <td>44 歳未満</td> </tr> </table>	変更前	変更後	43 歳未満	44 歳未満	事実婚・夫婦合算の所得額が <u>730 万円以上</u> の方は対象になりません。 730 万円以上が見込まれる方及び所得額の算出方法の詳細を確認されたい方はお問い合わせください。
変更前	変更後					
43 歳未満	44 歳未満					
40 歳 (昭和55年4月1日~ 昭和56年3月31日生まれ)	初回助成の治療開始時の妻の年齢 <table border="1"> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <td>40 歳未満： 通算 6 回まで</td> <td>41 歳未満： 通算 6 回まで</td> </tr> </table>	変更前	変更後	40 歳未満： 通算 6 回まで	41 歳未満： 通算 6 回まで	
変更前	変更後					
40 歳未満： 通算 6 回まで	41 歳未満： 通算 6 回まで					

問合せ先 申請手続きなど、わからないことがありましたらご相談ください。

岡崎市保健所 健康増進課 母子事業係 電話 0564-23-6084 FAX 0564-23-5071

記入見本

日付は窓口でご記入いただきます。空欄のままお持ちください。

様式第1号

岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書（一般・**特定**）

（宛先）岡崎市 長

令和 年 月 日

申請者	(ふりがな) 氏名	生年月日 (年齢)	
夫	(おかざき たろう) 岡崎 太郎	昭和 平成	52年 5月 5日 (43歳)
	住所	岡崎市若宮町 丁目×× コーポ 202 申請時の年齢をご記入ください	
妻	(おかざき はなこ) 岡崎 花子	昭和 平成	55年 8月 14日 (40歳)
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 夫に同じ	
電話 (日中、連絡のとれる番号をご記入ください)	- -		
過去に不妊治療費の補助金を受けたことがありますか <input type="checkbox"/> ない ・ <input checked="" type="checkbox"/> ある (一般・ 特定 ・男性不妊)			
補助金を受けた自治体は (一般) 岡崎市・市町村 (特定) 岡崎市・ 愛知 都道府県 ・市市 (男性不妊) 岡崎市・ 愛知 都道府県 ・市市			補助回数のリセットを希望される方のみ記載。
初回の特定不妊治療費補助金を受けた後に、出生したことがありますか <input type="checkbox"/> ない ・ <input checked="" type="checkbox"/> ある ・ その他()			
領収金額計		申請額 (男性不妊治療分除く) 金 <u>300,000</u> 円	
金 <u>550,510</u> 円 (男性不妊治療分除く)		申請額 (男性不妊治療分) 金 <u>300,000</u> 円	
金 <u>324,000</u> 円 (男性不妊治療分)		申請額合計 金 <u>600,000</u> 円	
振込先	金融機関の名称	〇〇 銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 出張所
	預金種別	普通当座	口座番号 1 2 3 4 5 6 7 支店番号 1 1 1
	(ふりがな) 口座名義人	おかざき はなこ 岡崎 花子	

0 関係書類を添えて不妊治療費補助金の交付申請兼実績報告をします。
 なお、不妊治療費補助金交付に係る別紙（裏面）説明書の事項について全て同意します。

夫 岡崎 太郎
 妻 岡崎 花子

夫及び妻が自署又は記名押印すること。

岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書を
 来所時に記載される方は、**印鑑**をお持ちください。
 (認印可、スタンプ印不可)